

## 新型コロナウイルス対応緊急要望書

令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が発せられました。これを受け、市民においてはより一層の不安が生じています。今後の対策において少しでも市民生活に影響が少なく、適切な行動がとれるようにするとともに、負担軽減等のため、下記のとおり要望いたします。

### 記

- 1 感染症対策として咳エチケットや手洗いうがいなどの実施がとても重要であり、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なる場の拡大リスクの広報などを強化し予防対策に努めること。
- 2 情報の公表は極めて重要であると考えており、個人情報の保護に留意しつつ、感染源との接触歴や症状の有無、行動歴、移動手段、生活圏など、市民が対策を講じる上で必要な情報を積極的に発信すること。
- 3 生活に困っている世帯や個人や、雇用の維持と事業の継続をするために、困っている中小・小規模事業者等へ迅速に支援をすること。
- 4 観光事業やイベント等に対する支援を充実させ回復段階では、官民を挙げて経済活動を促すことや地域経済活性化の支援をすること。
- 5 教育現場再開においては、必要相当数のマスクや消毒環境、非接触型体温計などの備品の確保をすること。
- 6 やむを得ず挙行予定の修学旅行がキャンセルなどする場合に発生した費用負担や、変わりの研修の場の確保など代替案選定を支援すること。
- 7 急な式典等の日程変更に伴う損害負担の支援をすること。
- 8 子どもの食の確保緊急対策経費の都支出金に続き、期日延長に伴う食事の提供を行う事業者に対して、人件費を含め支援をすること。

- 9 休校中の学習支援の拡充や、再開予定日が変更になる場合の速やかなスケジュールの公表の準備を進めること。
  
- 10 アルコール消毒液等が品不足となっており、感染拡大防止のため、除菌効果が期待できる次亜塩素酸水の無料配布などを行うこと。